

青少年教育に関する施策

- 青少年の心と体への健全な発展を促し、自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や子どもの読書活動等の推進が重要
- 近年、携帯電話の普及により、青少年の携帯電話への依存や違法・有害サイトを通じた犯罪・トラブル等が深刻な問題。青少年を有害情報から守ることが喫緊の課題

I. 青少年の豊かな人間性を育む体験活動の推進

【現状】

- 子どもたちの社会性や豊かな人間性の育成を図る上で重要な自然体験活動などの機会の減少
- ニートやひきこもり等、青少年の社会的自立の遅れや社会的不適応の増加

【目標】

- 青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が多様な体験活動を経験できる体制を整備し、体験活動の機会を増加

【主な取組】

〈青少年の体験活動の推進〉

- 青少年の体験活動の必要性・重要性について、全国的な普及啓発の実施(H23新規事業)
- 自然体験活動の指導者養成 等



II. 青少年を有害情報から守るための取組

【現状】

- 携帯電話の普及とともに、青少年が長時間利用することにより生活リズムを崩すほど依存していたり、違法・有害サイトを通じた犯罪・トラブル等に巻き込まれたりしている。
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できることができる環境の整備等に関する法律」に基づく、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(H21.6.30決定)において、インターネット上の有害情報の閲覧を制限するフィルタリング利用の普及を促進するほか、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発の推進について盛り込まれた。

【目標】

- フィルタリングの利用増加・携帯電話の正しい利活用・有害サイトによる被害児童の減少。

【主な取組】

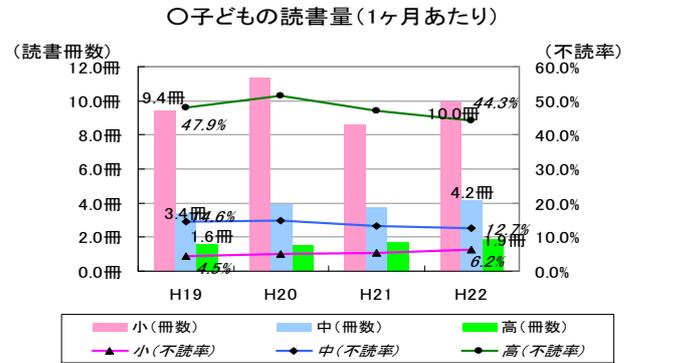
〈青少年を取り巻く有害環境対策の推進〉

- 子ども向け啓発リーフレット・親子のルールづくり啓発リーフレット(H22.2・HPからダウンロード可能)・意識啓発DVD(H22.3)を作成。全国の小学6年生、PTA団体、都道府県教育委員会等に対して配布。
- 地域における教育・啓発活動等の取組を推進するため、地域の実情に応じた、地域の取組体制の構築・有害情報に関する普及啓発・ネットパトロール・ウェブ電話相談等を総合的に支援。
- インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等によるキャラバン隊を結成し、全国で学習・参加型のシンポジウムを開催。(H23新規事業)



Ⅲ. 子どもの読書活動の推進

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成20年3月に閣議決定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」を踏まえ、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備とともに、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。



【主な取組】

〈読書コミュニティ形成支援事業〉 (H23新規事業)

読書ボランティアの普段の活動を尊重しつつ、地域コミュニティづくりのための場や情報の提供を行うほか、「子ども読書の日」(4月23日)の理解促進のための取組を実施し、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を図る。(「子ども読書の日記念・子どもの読書活動推進フォーラム」について、平成23年度は震災の影響で延期となり、10月29日に仙台において開催予定)

Ⅳ. 青少年の国際交流

青少年に対し、国内外の様々な人々との交流の機会を提供する事業を実施するとともに、他国との相互交流事業を実施

【主な取組】

〈青少年の国際交流の推進〉



- ・ 東アジアを中心とした海外の青少年を日本に招き、青少年教育施設において日本の青少年との交流を行うとともに、地域の特性を生かし、関係機関と連携して自然体験・スポーツ体験・文化体験等の機会を提供する。(H23新規事業)
- ・ 青少年指導者及び青少年を対象に海外派遣・日本招へいを行い、両国の青少年問題についての協議を行う等の研修を伴った相互交流事業を実施。(ドイツ・韓国)

Ⅴ. (独) 国立青少年教育振興機構

【主な事業概要】

- 青少年教育の振興・青少年の健全育成のため、当該法人が設置する全国28施設において、
 - ・ 青少年の現代的課題に対応した先導的・モデル的な体験活動事業、研修事業等の企画・実施
 - ・ 青少年の団体宿泊訓練等の研修の場の提供や活動への指導・助言等の支援等を実施
- 青少年団体が行う体験活動や読書活動の振興を図る活動等への助成(子どもゆめ基金事業)
 - ※平成23年度 採択件数：3,372件

【行政刷新会議「事業仕分け」以降の対応】

- 平成21年11月行政刷新会議「事業仕分け」等を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、以下の決定がなされている。

＜国立青少年交流の家、自然の家＞

「自治体・民間への移管に向け、引き続き調整を進める。あわせて、これら以外の主体による運営についても検討を行う。さらに、稼働率の低い施設については、廃止に向けた検討を行う。」

- ◇ 平成22年 8月 地方自治体及び民間団体に対し、移管に関する意向調査を実施
 - 移管を受け入れるとした地方自治体は無し。民間団体も受け入れは困難。
- ◇ 平成23年 2月 「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」報告書取りまとめ
- ◇ " 6月～ 「青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会」(中教審スポーツ・青少年分科会)において引き続き検討中
 - ・ (独) 国立青少年教育振興機構においても「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置し、今後の方向性を検討中

＜子どもゆめ基金の国庫返納＞

「子どもゆめ基金(国費100億円)を国庫納付する。」 → 平成22年度に国庫納付